

2008(平成20)年度 法学既修者選考試験問題

刑 法

(90分、総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示を待って行うこと。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

西新 花子（36歳）は、平成18年4月6日午前零時頃、マンション一階にある自宅寝室の窓硝子に炎が映ったのに不審を抱き窓外を見たところ、同所より南方10メートル位離れた場所にある 藤崎 太郎 方前に放置してあった翌朝回収予定の可燃ゴミ袋数個が炎上しており、身長170センチメートルくらいの黒ずくめの服装をした若い男が立ち去る後ろ姿が見えた。街灯はあったものの薄暗く、後ろ姿でもあったことから顔は見えなかったが、花子は、その姿形から、近所のアパートに住む普段から素行の悪い学生の 早良 二郎 ではないかと思った。幸い、火は、花子から通報を受けた花子の夫と藤崎太郎が協力して消し止め、大事に至らなかったが、翌日の消防署の調べでは、放火の疑いがあるということであった。

2日後、花子のマンションの管理組合の定例総会が開かれ、総会終了後、花子と仲のいい主婦5名が花子宅に集まり、茶飲み話になった。町内では3カ月前くらいから不審火が続いていたことから、自然、前々日の藤崎宅放火未遂事件に話題が集中した。花子は、出火の第一発見者として、主婦らに問われるままに目撃談を語った。その際、不審火の連続への不安と、その犯人と確信している早良への義憤から、「早良二郎が出火直後に現場から立ち去った」、「犯人は早良に間違いない」、「火が燃えていたので同人を捕えることは出来なかった」などと述べた。花子は、夫の諫言もあって、その後は放火のことは一切他言しなかったが、早良二郎の放火の噂は、町内に相当にひろまってしまい、花子の発言を聞きつけた早良は、名誉毀損事件として花子を告訴した。その後、別の人物が本件放火の犯人として逮捕・起訴され有罪が確定した。

花子は、「自分は早良が放火犯人であり、自分が目撃したのは、早良が放火直後に立ち去

る姿であったと確信していた」旨供述したが、「なぜ姿形だけから早良と断定し得たのか」、
「なぜ立ち去る姿だけから、それが放火直後であると断定したのか」という質問に対して
は、身長が同じくらいであったこと、若い男であったこと、早良が普段から素行が悪かっ
たこと、という三つの根拠を示すにとどまった。

西新花子の罪責を論じなさい。但し、自己の見解の提示にとどまらず、対立する学説や
判例の状況にも言及すること。

余白

余白